

各課からのお知らせ

秋の行政相談週間

10月19日～25日

行政相談とは、道路や河川の整備、税金、年金、その他国や県、市役所等で行っている仕事に対する苦情や意見・要望を聞き、その声を解決・改善に役立てるものです。

日ごろ、身近なところで行政と皆さんとのパイプ役として相談を受けるのが、行政相談委員です。市役所などの相談所で定期的に相談を受けていますので、どうぞお気軽に相談ください。

私たちの街の行政相談委員

- 大竹義彦(今泉町一丁目) 小林好雄(泉町) 川田久子(梅沢町) 落合富子(大平町北武井) 須藤善司(大平町新) 大橋光雄(藤岡町赤麻) 小栗光男(都賀町家中) 嶋田安治(西方町本郷) 唐木田有作(岩舟町下津原)

巡回行政相談所

○10月13日(火) 国府公民館、14日(水) 寺尾公民館、15日(木) 吹上公民館/各日13時30分～15時30分

特設行政相談所

○10月18日(日) 9時～14時 藤岡文化会館(藤岡町藤岡) ○10月25日(日) 9時～15時 栃木市総合体育館

問合先

- 本 市民生活課 ☎(21)21211 大 生活環境課 ☎(43)92111 藤 生活環境課 ☎(62)09003 都 生活環境課 ☎(29)11002 西 生活環境課 ☎(92)03008 岩 生活環境課 ☎(55)77663

高齢者・小児 インフルエンザ予防接種の助成

◆期間 10月1日(木)～平成28年2月29日(月) ◆場所 協力医療機関(要予約) ※自己負担額・助成金額が昨年度と変わりますのでご注意ください。

高年齢者インフルエンザ予防接種(定期B類) 対象

・市内在住で65歳以上の方 ・市内在住で60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいがある方や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方

- ◆接種回数 1回 ◆自己負担額 1,100円 ◆小児インフルエンザ予防接種(任意接種) 対象 市内在住で満1歳以上の未就学児 ◆接種回数 期間内2回まで ◆助成金額 1回につき2,400円(2,400円を超える部分は自己負担)

※市外・県外の医療機関で接種をご希望の場合は、必ず事前に問合先まで相談ください。

◆問合先 健康増進課 ☎(25)35111 健康福祉課 ☎(45)17888 健康福祉課 ☎(62)09004

自転車はルールを守り正しく安全に 道路交通法の改正

6月1日から道路交通法が改正され、14歳以上の自転車運転者が危険な運転を繰り返して検挙された場合、自転車運転者講習の受講が義務化されました。対象となるのは「信号無視」「一時不停止」「酒酔い運転」「ブレーキ不良自転車運転」など14の危険行為です。受講命令に違反すると5万円以下の罰金が科せられます。

危険行為を反復(3年以内に2回以上) 受講命令 講習の受講

交通事故件数が減少しているにも関わらず、自転車に係る事故の割合は増えています。また、事故の加害者(自転車運転者)に対し高額な賠償請求がなされた事例もあります。日頃から交通ルールを守り、思いやりのある運転に心掛け事故防止に努めましょう。

◆問合先 交通防犯課 ☎(21)21511

◆問合先 国民健康被保険者証の更新 現在使用している国民健康保険証は9月30日で有効期限が切れ、10月1日から新しい保険証に変わります。新しい保険証は、9月末に郵送します。

◆問合先 国民健康保険は、加入している方がお金を出し合い、い

ざという時に医療費の負担を少なくする助け合いの制度です。災害や特別の事情もなく国民健康保険税を滞納している場合、医療費が全額自己負担となる被保険者資格証明書の交付となります。納付状況により有効期限の短い短期被保険者証が交付される場合があります。

国民健康保険税は、納期までに納めましょう。 ※国民健康保険の加入・脱退の手続きについては、14日以内に必ず届出をしてください。

※職場の健康保険に切り替わった場合、必ず国民健康保険証を返還してください。

問合先

- 本 保険医療課 ☎(21)21311 大 生活環境課 ☎(43)92116 藤 生活環境課 ☎(62)09003 都 生活環境課 ☎(29)11002 西 生活環境課 ☎(92)03007 岩 生活環境課 ☎(55)77662

国民年金保険料のお知らせ

◎保険料は納付期限内に納めましょう

平成27年度の国民年金保険料は、月額1万5,590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もありません。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話・書面・面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。未納のまま放置すると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけではなく、納付義務のある方(被保険者本人、その配偶者及び世帯主)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

問合先

- 本 保険医療課 ☎(21)21314 大 生活環境課 ☎(43)92116 藤 生活環境課 ☎(62)09003 都 生活環境課 ☎(29)11002 西 生活環境課 ☎(92)03007 岩 生活環境課 ☎(55)77662

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除または猶予される制度がありますので、市役所の窓口へお越しください。

納付方法や強制徴収に関する問合先

栃木年金事務所 ☎(22)6074 ◆免除申請窓口 本 保険医療課 ☎(21)21314 大 生活環境課 ☎(43)92116 藤 生活環境課 ☎(62)09003 都 生活環境課 ☎(29)11002 西 生活環境課 ☎(92)03007 岩 生活環境課 ☎(55)77662

◎「10年の後納制度」は9月30日まで 本来は2年を経過すると時効により納付できない国民年金保険料を、過去10年間にさかのぼって納付し将来の年金額を増やすことができる「10年の後納制度」が、9月30日をもって終了します。終了後は10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができるよう「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。後納制度を利用するには、申し込みが必要ですが、

後納制度や納付方法に関する問合先

- 本 市民生活課 ☎(21)21211 大 生活環境課 ☎(43)92111 藤 生活環境課 ☎(62)09003 都 生活環境課 ☎(29)11002 西 生活環境課 ☎(92)03008 岩 生活環境課 ☎(55)77663

国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050 または栃木年金事務所 ☎(22)6074

◆助成券 1枚800円分の助成券を、2か月に1枚の割合で申請した年度分を交付

◆問合先 高齢福祉課 ☎(21)22422 健康福祉課 ☎(43)92003 健康福祉課 ☎(62)09004 健康福祉課 ☎(29)11003 健康福祉課 ☎(92)03010 健康福祉課 ☎(55)77800

◆申請方法 助成対象者の後期高齢者医療被保険者証・印鑑を持って、左記の問合先窓口へ。

防災無線(屋外スピーカー)の拡張整備

市では、平成27年4月1日より大雨や台風、地震などの災害情報や避難勧告等の避難情報を市民の皆さんへ迅速かつ確実に一斉に伝達

問合先

本 危機管理課 ☎(21)25511

平成27年度防災無線(屋外スピーカー)拡張整備箇所一覧

Table with 3 columns: 地域 (Area), 設置場所 (Installation Location), 所在地 (Address). Lists various locations across different municipalities like 栃木中央, 都賀, 西方, 岩舟, 大平, 藤岡.

国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050 または栃木年金事務所 ☎(22)6074

◆助成券 1枚800円分の助成券を、2か月に1枚の割合で申請した年度分を交付

◆問合先 高齢福祉課 ☎(21)22422 健康福祉課 ☎(43)92003 健康福祉課 ☎(62)09004 健康福祉課 ☎(29)11003 健康福祉課 ☎(92)03010 健康福祉課 ☎(55)77800

◆申請方法 助成対象者の後期高齢者医療被保険者証・印鑑を持って、左記の問合先窓口へ。

